

千葉県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、千葉県職員措置請求（6千監（住）第1号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和6年7月25日

千葉県監査委員	宍	倉	輝	雄
同	宮	原	清	貴
同	石	橋		毅
同	亀	井	琢	磨

内容

第 1	請求の受付	1
1	請求の要旨	1
2	請求人	3
3	請求書の提出日	3
4	請求の要件審査	3
第 2	監査の実施	4
1	監査の対象事項	4
2	監査対象部局	4
3	監査の日程	4
4	請求人の証拠の提出及び陳述	4
	(1) 実施経過	4
	(2) 請求人の陳述要旨	4
5	関係職員等の陳述	6
	(1) 実施経過	6
	(2) 関係職員等の陳述要旨	6
第 3	監査の結果	8
1	事実の確認	8
	(1) 国民健康保険料について	8
	(2) 保険料の滞納処分について	9
	(3) 時期を誤った財産調査の実施について	10
	(4) 誤った財産調査に係る事後対応について	10
	(5) 本件是正措置に要した郵便費用について	11
	(6) 本件郵便費用の自主納入について	11
2	判断	11
3	結論	12
4	意見	12

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件監査請求の要旨は次のとおりである（以下、個人名を除き原文のまま掲載）。

(1) 請求の対象となる執行機関・職員

健康保険課長（以下「対象職員」という。）または千葉市長

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

- ① 千葉市健康保険課は、国民健康保険料の徴収業務の一環として、保険料の納付期限を過ぎた被保険者の中から毎週 1 回の頻度で 50 名のリストを作成し、事前に申し合わせた 30 余の銀行、生命保険会社に対し、一斉に、被保険者の氏名、生年月日、住所を提供して、対象者の口座の有無、取引履歴の情報を取得する活動を行っていた【事実証明書 1-1】。
- ② 対象となる職員は、千葉市が定める情報分類において機密性が最も高い（機密性 3）情報である住民の氏名、生年月日、住所などの個人情報を経営者の根拠なく、かつ、本人の同意を得ずに複数の第三者（銀行、生命保険会社等）に対し、違法に提供した（個人情報保護法 69 条 1 項違反）【事実証明書 1-2】。なお、対象職員は、本件違法行為の決裁を承認した者である（千葉市に確認済み。千葉市決裁規程「別表第 1」 「1 一般的事項」 「(12)」における「所管事項に係る照会」の「一般的なもの」に該当することに基づくこと。）。
- ③ 上記①の行為は、地方自治法 231 条の 3 第 3 項、地方税法 331 条 1 項及び同条 6 項の解釈を誤ったことを原因とする【事実証明書 1-3】ものであって、法の不知は故意に影響しないというのが通常であるから、対象職員は「機密性 3」（最も保護されるべき秘密のこと）に分類されている「不開示情報」を故意に漏らしたもの（過失であったとしても重過失であるから故意と同等に評価されるべきもの）。
- ④ 千葉市からの説明によると、令和 5 年度、令和 4 年度における個人情報（氏名、生年月日、住所）の違法な第三者提供にかかる本件事案に関する被害者は 100 名を超えるとのこと【事実証明書 1-4】。
- ⑤ 上記①、②及び③は、個人情報保護法 69 条 1 項に抵触するだけでなく、地方公務員法 34 条 1 項に違反する重大な職務規律違反でもある。なお、地方公務員法 60 条 2 号は、同法 34 条 1 項違反の秘密を漏らす行為につき、故意・過失を問わず、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処す旨を定めている。
- ⑥ 千葉市では、当初、本件のような事案は個人情報保護法における「漏えい」（同法 68 条 1 項参照）に該当すると理解していたが、個人情報保護委員会に確認したうえで、権限を有する者が意図的に情報を違法に第三者に提供する行為（なお、千葉市がこのように理解しているかは不明）である同法 69 条 1 項違反に該当すると判断を改めている。

- ⑦ 千葉市は違法な第三者提供によって個人情報を出したことの事後措置として、第三者に郵便を送付し、訂正を行なった。この郵便費用は千葉市の財政から支出し、その金額は金 9 9 4 0 円であり、郵便の送付は、令和 6 年 1 月 2 4 日および同 3 月 1 日に行われた【事実証明書 1-5】。

(3) 違法又は不当とする理由

- ① すべて行政機関は、法律に基づき行政事務を行うべきところ、対象職員は、法律の文言に明らかに反する解釈に固執し、自身の主張を曲げず、千葉県からの説明を受けても「千葉県からは解釈が間違っているとまでは言われなかった」などと主張し、請求者が千葉県の解釈がどのようなものであるかを総務省に確認するように求めた後、今まで間違いないと主張していた解釈が何らの根拠もない誤りであると認めるに至った。【事実証明書 2-1】
- ② 憲法 3 5 条 1 項が定める「住居、書類及び所持品」は例示であって私的領域に「侵入」されることのない権利も同項で保障されていると考えられている（最高裁平成 2 9 年 3 月 1 5 日大法廷判決参照）。憲法 3 5 条は刑事手続のみを対象とするものではなく、行政手続にも適用されると解釈されることは広く知られているところである。また、国税徴収法 1 4 1 条が裁判官ではなく徴税吏員等に「搜索」の許否を委ねた趣旨は、税の徴収においては対象者が極めて多数にわたり、裁判官に個別に令状を得ることが困難であるという合理的な理由が存在するとしても、徴税吏員等が憲法 1 3 条、3 5 条に違反して財産調査をすることを認める趣旨でないことは明らかである。本件事案は、地方自治法、地方税法が定める国税徴収法の発動要件を満たしていないというにとどまらず、国税徴収法 1 4 1 条が示す要件を充足せず、さらに、対象職員の違法行為は憲法 1 3 条、3 5 条で保障する国民の権利を侵害するものであるから、その違法性は看過することができない。
- ③ それにもかかわらず、千葉市は被害者（請求者は違法行為を指摘した者であるため既知）に対して違法な第三者提供の事実の通知をしないと決定した【事実証明書 2-2】。違法な個人情報の第三者提供をしても被害者に連絡しなくてもよいとするならば住民による行政事務に対する監視は不可能であってこの対応には根拠がない。また、これは千葉市が定めているルールにも反する【事実証明書 2-3】。

なお、対象職員は請求人に対し、「説明・謝罪した」と行政文書に記載している【事実証明書 2-4】が、当初は「詳細は教えられないが違法はない」と主張するのみであり、総務省に確認後に解釈の間違い認めた後も「地方自治法の解釈を間違っていただけ」、「個人情報保護法違反かどうかは知らない」と述べ、違法な第三者提供によってどの金融機関に情報を提供したかについては何らの説明をしていない。

- ④ 本件の違法行為は、対象職員の職務規律違反（地方公務員法 3 4 条 1 項

参照)に該当し、事後対応も含めた対応は行政職員として誠実とは言い難い。被害者である住民の意思を確認することなく勝手に違法な行為をなかつたものとする態度は傲慢であり、違法行為の事後措置として上記「1」「(2)」「⑦」記載の対応が必要であったかどうかにかかわらず、市の財政から支出する理由はなくこの違法行為を訂正することに要した費用は違法行為を行った職員個人(または管理責任者である千葉市長)が負担すべきである。

- ⑤ 千葉市長は健康保険課長の管理者としての責任を負うため、同課長の管理責任に基づき、同課長と連帯し、または単独で、金9940円を千葉市の財政に返還すべきである。

(4) 市に生じている損害
金9940円

(5) 求める必要な措置

対象となる職員(または職員の管理責任者である千葉市長)から千葉市に対し、上記(4)の費用に相当する金銭を返済せよ。

2 その他特記事項

健康保険課は、令和3年以前の「漏えい」者数の調査に必要な行政文書を削除したと主張し、令和4年度及び令和5年度において違法に第三者提供をしてしまった住民の数を報告しているに過ぎない。また、職務規律違反の事案を公表せず、被害者への説明責任を果たしていないことは、住民自治の原則に反する疑いがある。

以上

(請求書添付の「事実証明書」略)

2 請求人

千葉市の住民1名

3 請求書の提出日

令和6年5月29日

4 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

国民健康保険料（以下「保険料」という。）の徴収事務について、自治法第231条の3第3項等の解釈を誤り、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に基づく滞納処分のための財産調査（以下単に「財産調査」という。）の時期を誤った。このことにより、金融機関、生命保険会社等（以下「金融機関等」という。）に対する個人情報の違法な提供が生じたことの是正措置として、当該財産調査の対象とした金融機関等に対し行った個人情報の廃棄又は削除の依頼に要した郵便費用を市が被った損害と捉え、市に損害を与えた対象職員又は市長に対する損害賠償請求権を行使しないことが「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否かを監査の対象事項とした。

なお、住民監査請求の対象となる事項は、自治法第242条第1項に定める違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られるため、これに該当しないものについては監査の対象事項とはしない。

2 監査対象部局

保健福祉局を監査対象部局とした。

3 監査の日程

年 月 日	内 容	
令和6年 6月11日	令和6年度第 4回監査委員会議	審議（第1回）
令和6年 6月24日	令和6年度第 5回監査委員会議	審議（第2回）
令和6年 6月26日	令和6年度第 6回監査委員会議	請求人及び関係職員の陳述（第3回）
令和6年 7月 2日	令和6年度第 7回監査委員会議	審議（第4回）
令和6年 7月12日	令和6年度第 8回監査委員会議	審議（第5回）
令和6年 7月24日	令和6年度第 9回監査委員会議	審議（第6回）

4 請求人の証拠の提出及び陳述

（1）実施経過

自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和6年6月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

その際、自治法第242条第8項の規定に基づき、保健福祉局の職員が立ち会った。

なお、請求人から、陳述内容を整理した書類及び新たな証拠書類が提出された。

（2）請求人の陳述要旨

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 国税徴収法第141条柱書において、「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」という要件には「形式的なもの」と「実質的なもの」があり、健康保険課は形式的な条件を充たさない場合であるにもかかわらず、これがあると軽率にも誤解をし、法律を自分勝手に解釈したものである。その背景には、法律の理解不足、市民の権利軽視、市民よりも組織の都合を優先する姿勢が窺われる。これは地方自治の本旨に反し、住民自治を軽視するものである。
- イ 市は、滞納者と取引がある蓋然性が高い金融機関等を調査対象とするとの考え方にに基づき、32の金融機関等に対して財産調査を行っている。仮に、この考え方が主張として成り立つとしても、調査対象とした金融機関等の全てに取引がある蓋然性が高いというのであれば常識に反するし、調査対象とした金融機関等のどこかに取引がある蓋然性が高いというのであれば、憲法及び法律に違反する。
- 市の考え方は、「全てに」取引があるか「どこかに」取引があるかといった議論を待つまでもなく、必要最小限度の範囲を超えているため、違法である。
- ウ 税務署は、法律の規定に基づき、全ての市民の銀行預金口座（利子が一定以上の預金口座に限る。）、特定口座及びNISA口座を把握しているため、市は、国税徴収法第146条の2に基づき税務署に照会をすれば、「バラマキ調査」をせずとも保険料を強制徴収するための預金口座を特定できる。
- 本来であれば、同法第141条に基づき滞納者本人からの預金債権の照会に協力が得られなければ罰則を適用し、その場合保険料の強制徴収の必要性が高くなるため、同法第146条の2に基づき税務署に上記情報照会を行い、それでも不足がある場合には第三者に対して質問検査権を行使すれば良い。
- エ 千葉県も、市の国税徴収法第141条の法解釈及び運用に違法な問題点があると認識しているが、地方自治の枠組みの中で、市に対し指導内容を強制する権限まではないので、県が有する監査権限に基づき是正に向けた指導をしていくとのことである。
- オ 他の地方自治体の例として、横浜市は、国税徴収法第141条第3号を理由にバラマキ調査はできないと考えているとのことであった。
- 理由として、国税徴収法第141条には、答えない・協力しない場合において罰則規定があり、回答を強制する側面があるので、その口座の有無すら分からない銀行などに対して、使用することに法的な問題があると考えているとのことであり、妥当な考え方だとは思ふ。
- カ 他国（アメリカ、ドイツ、イギリス及びフランス）は第三者に対する探索的な調査なしで「税金」の徴収を行っている。滞納者の財産に対する探索的な調査は多くの場合は不要であるが、本件事案では、滞納処分ができない市民について探索的な調査を行った点でより違法性が高い。
- キ 個人情報情報は千葉市のものではなく、本来的にその人個人に帰属する。ま

た、個人情報には法律で認められた範囲内で取扱いが許されているに過ぎない。しかし、個人情報を違法に取り扱っても、本人に知られない限り、守秘義務に反しても組織にとって不利益がないと考えがちであり、対象職員はそのように理解しているようである。

本件のような個人情報保護よりも組織の都合を優先した事案において、守秘義務違反行為に何らのペナルティも課せられないことは不当である。また、不当であるかの判断は被害者を含めた市民の意見を踏まえて決定すべきであり、本件事案が被害者にも知らされず隠蔽された事実は見逃してはならない。

ク 違法行為を訂正する行為は、やらなければならないことで、当該訂正行為自体に違法性又は不当性があるとは考えていない。ただし、本来的には訂正に要した費用を市の財政から支出する必要はなく、違法行為の結果として市のお金を支出したこと、つまり当該支出の原因を作った行為が違法であると考えている。

5 関係職員等の陳述

(1) 実施経過

令和6年6月26日、保健福祉局の職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(2) 関係職員等の陳述要旨

関係職員等が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 財産調査の実施時期に係る法令解釈について

(ア) 財産調査については、国税徴収法第141条に規定されているが、同法には、財産調査がいつ着手できるかについては明文化されていない。また、同条柱書には「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」とあることから、「滞納者」に対して必要があるときは財産調査ができると解釈していた。なお、「滞納者」とは、国税徴収法第2条第9号に定義があり、「納税者でその納付すべき国税をその納付の期限までに納付しないもの」とされている。

(イ) さらに、国税徴収法第47条第1項柱書では、「次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。」とされており、同項第1号では、「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。」に差し押えを行うものとされている。

通常、差し押えは滞納者の財産を把握した後に実施するものであり、手続の流れからも、賦課決定に係る納期限を経過しても納付をしていない滞納者に対して財産調査を開始できるものと認識していた。

(ウ) また、自治法第231条の3第3項にいう「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」の「処分」とは、差し押えなどのいわゆる行

政処分に限られたものであり、財産調査は行政処分ではないことから、同項の「督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは」という条件を満たす必要はないと解釈し、実務として、督促状を発した日から起算して10日を経過する前に財産調査を行っていた。

- (エ) 請求人からの財産調査の実施時期についての問い合わせ（下記第3の1(3)）を受け、保険料の滞納処分に係る自治法第231条の3第3項等の解釈について総務省に確認し、再度検討した結果、市の法令解釈が誤っており、督促状を発した日から起算して10日経過後でない財産調査を行えないことが判明した。

イ 個人情報第三者提供について

- (ア) 財産調査に係る法令解釈の誤りが判明した当初、本件事案は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第68条第1項の「漏えい」に該当すると考えていた。しかし、個人情報保護委員会に確認したところ、「行政機関等が自らの意図に基づき保有個人情報を第三者に提供する場合は『漏えい』に該当しないが、個人情報保護法第69条第1項違反の可能性がある」との回答を受け、当初の解釈を改めた。

個人情報保護法第69条第1項では、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と定めており、本件事案は同条第2項各号において、例外的に第三者提供を認めている事例にも該当しないと思われることから、利用目的以外の第三者提供として、同条第1項違反に当たると認識した。

- (イ) 請求人は、本件職員措置請求書（以下「請求書」という。）1(3)③において、「被害者に対して違法な第三者提供の事実の通知をしないと決定した対応には根拠がない」旨主張する。誤りがあった事実を被害者が知る手段がないことは、本市の個人情報保護の観点からは望ましくないものの、金融機関等に誤った情報の廃棄を依頼しており、二次被害の広がりがなく、法律上の義務がないこと、被害者に誤りを通知しても、調査対象とした金融機関等の具体的な内容を明らかにすることは徴収事務の進め方を公にすることとなり、例えば被保険者が当該金融機関等の利用を控え、正確な資産の把握を困難にするおそれや、資産の隠蔽を容易にするおそれもあることから、被害者への通知は行わないこととしたものである。

また、請求書1(3)③の「(個人情報の)違法な第三者提供によってどの金融機関に情報を提供したかについては何らの説明をしていない」という主張についても、上記の事情によるものとなる。

ウ 地方公務員法第34条第1項違反について

請求書1(2)⑤の、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条第1項違反であるとの主張については、地方公務員法逐条解説において、『秘密を漏らす』又は『秘密を発表する』というためには、その行為者が、当該事項が秘密であることを認識していなければならない。」とあり、職員は国税徴収法の規定に基づき、適正な事務を行っていることを認識して財産調査を行っていたことから、本件について「秘密」を漏らしたことにはならない。

エ 憲法第13条及び第35条違反について

請求書1(3)②の、「対象職員の違法行為は憲法13条、35条で保障する国民の権利を侵害するものである」との主張については、本件財産調査を行った当時は適法な調査であると考えており、その後結果的に法令解釈に誤りがあったことが判明したものであり、さらに、期限前調査の対象者の中には、期限経過後も引き続き保険料を滞納している者もいることから、期限前調査を行ったことのみをもって、調査対象者の権利を直ちに侵害したとは考えていない。

オ 誤った財産調査に対する是正措置について

(ア) 個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱い等について、以下のとおり規定している。

a 行政機関等は、(中略)利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。(第61条第2項)

b 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。(第64条)

c 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。(第12条第1項)

(イ) また、本来保有すべきでない個人情報を金融機関等が持ち続けることは是正すべきことであり、金融機関等に誤った財産調査の照会の廃棄を依頼することで、適正な取扱いが確保されるようになることから、本件是正措置(下記第3の1(4))を行ったもので、是正措置に係る郵便費用の支出までの手続も適正に行われている。

(ウ) よって、本件是正措置に必要な経費は正当な支出である。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 国民健康保険料について

ア 国民健康保険制度では、その事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収するか、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により国民健康保険税を徴収するかのいずれかを選択しなければならないこととなっ

- ているところ（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条、地方税法第703条の4）、本市においては保険料制度を採用している。
- イ 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない（国民健康保険法第76条第1項本文）。
- ウ 保険料は、毎年6月下旬に決定され、「国民健康保険料通知書」により納付義務者に通知される。また、普通徴収の方法による場合、保険料は6月から翌年3月までの10回払いで、毎月（4月及び5月を除く。）の末日までに納付しなければならない（千葉県国民健康保険条例（昭和61年千葉県条例第10号）第24条第1項）。

（2）保険料の滞納処分について

- ア 保険料は、国民健康保険法第79条の2の規定により、自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とされている。また、自治法第231条の3第1項の規定により、当該歳入を納期限までに納付しない者に対しては、期限を指定して督促しなければならないとされており、さらに、同条第3項の規定により、督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。とされている。
- イ 地方税法は、滞納者に対し督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨規定している（同法第331条第1項第1号など。なお、国税徴収法第47条第1項に同様の規定がある。）。また、地方税に係る滞納処分は、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている（地方税法第331条第6項など）ことに加え、滞納処分に関する調査は、国税徴収法の規定による滞納処分の例による旨規定している（地方税法第298条第4項など）。
- ウ 国税徴収法第141条（令和5年法律第3号（令和6年1月1日施行）による改正前のもの。以下同じ。）は、「徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（中略）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第146条の2及び第188条第2号において同じ。）を検査することができる。」と規定している。
- エ 健康保険課は、令和5年度6月期分の保険料について、納期限である令和5年6月30日（以下「当初納期限」という。）までに納付されなかった滞納者に対し、同年7月21日付けで督促状を発送した。なお、当該督促状では、督促状を発した日から起算して10日を経過した日である同月

31日を納期限として指定していた。

オ 令和5年7月24日及び同月28日、健康保険課は、国税徴収法第141条の規定により、保険料の滞納者のうち各回50人ずつを調査対象とした上で、滞納者と取引を行っている蓋然性が高いものとして選定した金融機関等に対して、郵便にて預貯金等の調査に係る照会文書を送付し、財産調査（以下「本件財産調査」という。）を行った。

（3）時期を誤った財産調査の実施について

- ア 令和5年12月7日、請求人から健康保険課に対し、財産調査を実施する時期について自治法第231の3第3項等に違反しているのではないかとの問い合わせがあった。具体的には、上記1（2）イにより、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付すべき金額を納付しないときに初めて財産調査を行うべきで、当初納期限を経過したという事実のみで財産調査を行うことは違法である、という内容であった。
- イ 令和5年12月12日、健康保険課は、総務省自治行政局行政課に自治法第231条の3第3項の解釈を確認するなどして調査及び検討を行った。
- ウ 令和5年12月26日、総務省自治行政局行政課からの電話回答を受け、健康保険課は、自治法第231条の3第3項等の解釈を誤り、国税徴収法第141条に基づく滞納処分のための財産調査を、督促状を発した日から起算して10日を経過する前に行っていた（当該調査を以下「期限前調査」という。）ことを認め、同月28日、請求人に対して説明及び謝罪を行った。

（4）誤った財産調査に係る事後対応について

- ア 健康保険課は、令和6年1月、令和5年度に実施した財産調査分について確認を行ったところ、79人分について、期限前調査により金融機関等に対し個人情報ที่ไม่適切に提供されていたことが判明した。そのため、同課は市政情報室に対し、令和6年1月10日付け「保有個人情報漏えい等事案連絡票」により、事案の報告を行い、また、同月18日に、自ら期限前調査によって得た回答書を破棄し、更に同月24日に、期限前調査の対象とした金融機関等に対し、不適切に提供した個人情報の廃棄又は削除を郵送にて依頼した。
- イ 健康保険課は、その後、令和4年度以前に行った財産調査についても同様の誤りがないか確認することとした。しかし、財産調査に係る文書の保存期間は、千葉市公文書管理規則（令和6年千葉市規則第33号による廃止前の平成12年千葉市規則第93号）別表の規定により1年とされており、令和3年度以前の文書については既に廃棄済みであったため、令和4年度分の文書のみ確認となった。

確認の結果、令和4年度分の24人分について、期限前調査により金融機関等に対し個人情報ที่ไม่適切に提供されていたことが判明した。そのた

め、同課は市政情報室に対し、再度、令和6年2月27日付け「保有個人情報漏えい等事案連絡票」により、事案の報告を行った。また、同年3月1日に、自ら期限前調査によって得た回答書を破棄し、更に同日、期限前調査の対象とした金融機関等に対し、不適切に提供した個人情報の廃棄又は削除を郵送にて依頼した(上記ア及びイの金融機関等への依頼を併せて、以下「本件是正措置」という。)

(5) 本件是正措置に要した郵便費用について

本件是正措置に要した郵便費用(以下「本件郵便費用」という。)及びその支払日は、次のとおりである。

ア 令和5年度調査実施分

- (ア) 是正措置実施日 令和6年1月24日
- (イ) 是正措置に要した郵便費用 5, 180円(32通分)
- (ウ) 郵便費用の支払日 令和6年2月20日

イ 令和4年度調査実施分

- (ア) 是正措置実施日 令和6年3月1日
- (イ) 是正措置に要した郵便費用 4, 760円(34通分)
- (ウ) 郵便費用の支払日 令和6年4月22日

ウ 郵便費用の合計

9, 940円

(6) 本件郵便費用の自主納入について

対象職員は、令和6年7月22日、上記(5)記載の郵便費用5, 180円及び4, 760円並びにこれらに対する各予算執行の日から納入した日までの間の、法定利率年3パーセントの割合により計算した100円を加えた計10, 040円を、市に対して自主的に納入した。

監査委員は、これを納入通知書兼領収証書の写しで確認した。

2 判断

(1) 対象職員の賠償責任について

ア 請求人は、期限前調査が法令の要件を満たさない違法なものであることを理由として、当該違法行為を原因とする事後措置に要した費用は違法又は不当な支出となるので、違法行為を行った職員個人が負担すべきであると主張している。請求人が主張するように、確かに期限前調査という法令解釈の誤りを原因として、金融機関等に対し本件是正措置を行っており、適法な処理をしていれば本来は必要のなかった手続及び郵便費用という経済的損失が市に生じたことが認められる。

イ 請求人の請求は、「職員又は千葉市長から千葉市に対し、9, 940円を返済せよ。」というものであるが、これは、「違法な財産調査に起因する、金融機関等に対する本件是正措置に伴う郵便費用の支出」という市の支出

- 行為を市の損害と位置付け、当該損害に係る対象職員及び市長への賠償請求権の不行使をもって怠る事実（自治法第242条第1項）であるとの請求すなわち「千葉市長は、対象職員又は個人である千葉市長に対し、9,940円を支払うよう請求せよ。」ということも含んでいると解せられる。
- ウ このような観点から本件をみると、上記第3の1（3）に記載したとおり、本件財産調査は法令の解釈を誤ってなされたものであり、これによって市は本件是正措置を行う必要が生じ、結果として本件郵便費用を支出することとなったものである。そうすると、対象職員が行った本件是正措置は、市として当然に行うべき必要な行為ではあるものの、市に本来は必要のなかった費用を支出させるという結果を招来せしめたと解せられる。
- エ しかし、本件では、上記第3の1（6）に記載したとおり、本件請求における市の損害となり得る本件郵便費用及びこれに対する遅延損害金相当額については、対象職員において、既に市に全額支払われていることから、結果として、市に損害はなくなり、請求人の求める必要な措置は既に講じられている。

住民監査請求の対象となる行為は、最高裁平成6年9月8日判決によって確定した福岡地裁の平成5年8月5日判決において、「（自治法第242条第1項における監査の対象となる行為等は、）地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」と判示されているように、当該財務会計上の行為又は怠る事実によって、市に財産的損害が生じていること、又は将来、財産的損害が生じるおそれがあることが必要である。しかし、本件においては既に市の損害が填補されていると認められることから、本件請求はその他の要件を判断するまでもなく理由を欠くこととなる。

（2）市長の賠償責任について

請求人は市長に対しても損害賠償を求めているが、上記のとおり、本件においては既に市の損害が填補されていると認められることから、本件請求はその理由を欠くこととなる。

3 結論

以上により、本件郵便費用及びこれに対する遅延損害金相当額については、対象職員が既に市に支払ったので、請求人が求める必要な措置を講ずべき勧告をする理由がなく、また、その余の点については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは認められないので、請求人の請求は理由がないため、棄却する。

4 意見

監査の結論は以上のとおりであるが、この際意見を述べることとする。
今回の請求は、職員の法令の理解不足に起因するものであり、これによって

結果として不適切な個人情報の提供が生じ、市民からの信頼を損なう事態が生じたことは誠に遺憾である。

市においては、請求人からの問い合わせ等を端緒とし、再発防止の取組として、事務処理マニュアルに、国税徴収法に規定する財産調査が可能な時期を明記するなどの対策を講じているところではあるが、法令等に基づく適正な事務処理について組織を挙げて徹底し、市民の市政への信頼回復のため全力で取り組むことを要望する。